

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
運営規程

有限会社サークルツー
まるに小規模多機能

介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護運営規程

(目的)

第1条 有限会社サークルツーが設置するまるに小規模多機能（以下「事業所」という。）において実施する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所において提供する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業所は、要介護者及び要支援者について、その居宅において、又はサービスを行う施設に通わせ、若しくは短期宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活を営むことができる様、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上及び悪化予防を目指し、利用者が有する能力に応じ、必要な援助を行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 5 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 8 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明を行う。
- 9 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

第3条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 2 名 称 まるに小規模多機能
- 3 所在地 静岡県牧之原市勝俣 1 2 6 5 番地 3

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 2 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 3 介護支援専門員 1名以上（常勤兼務・非常勤兼務）
介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、適切な居宅サービス計画（以下、ケアプラン）及び小規模多機能型計画書（以下、「小規模計画書」と言う。）の作成を行う。
- 4 介護従業者
 - ・看護職員 1名以上（常勤専従）
看護職員は、バイタルチェック、機能訓練等を行い、利用者の身体の状況を的確に把握し、必要なサービスを提供する。
その他必要な業務の提供にあたる。
 - ・介護職員 4名以上（常勤専従・非常勤専従）
介護職員は、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスにおいて、生活機能の維持又は向上を目指す若しくは、入浴、排泄、食事等の日常生活上必要な介護サービスを提供する。その他必要な業務の提供にあたる。
- 5 利用者3名に対して職員1名の配置、また訪問対応として常勤職員1名を配置を実施する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 2 営業日 年中無休・365日
- 3 営業時間 通いサービス 基本時間 06時00分～20時00分
宿泊サービス 基本時間 20時00分～06時00分
訪問サービス 24時間

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

- 2 登録利用定員 29名
- 3 通いサービス 定員 15名／日
- 4 宿泊サービス 定員 9名／日

(指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 2 ケアプラン・小規模計画書の作成
- 3 相談、援助等
- 4 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容
- ① 介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）
 - ② 健康のチェック
 - ③ 機能訓練
 - ④ 入浴サービス
 - ⑤ 食事サービス
 - ⑥ 送迎サービス
- 5 訪問サービスに関する内容
- ① 排泄・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護
 - ② 調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助
 - ③ 安否確認
- 6 自費サービス

(ケアプラン・小規模計画書の作成)

第9条 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、ケアプランを

作成する。また、従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模計画書を作成する。

- 2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成したケアプラン・小規模計画書について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を作成した際には、当該指定小規模多機能型居宅介護計画〔介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕を利用者に交付するものとする。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じてケアプラン・小規模計画書の変更を行うものとする。

(緊急時における短期利用)

- 第10条 **緊急時**における短期利用に当たっては、宿泊室に空床がある場合には、登録員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第11条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕が法定代理受領サービスである時は、その額の1割又は2割又は3割とする。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供する場合の利用者自己負担として費用(料金表参照)を徴収する。
 - 3 前1・2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 4 第1・2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに関する旨の文書に署名を受けるものとする。
 - 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
 - 6 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の利用者は、当施設の定める期日に別途契約書で指定する方法により利用料の支払いをすること。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業実施地域は、牧之原市圏域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者は指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 従業者は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

- 4 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業者は、非常災害に備えるため、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、「消防計画」に基づき避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

防災訓練：年2回以上

避難訓練：年1回以上

(協力医療機関等)

第17条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

(苦情処理)

第18条 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第19条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(衛生管理及び従事者の健康管理)

第20条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定する。

虐待防止に関する担当者	介護統括	加藤 洋子
-------------	------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (5) 成年後見制度の利用を支援する。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- (7) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為)

第22条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行う場合がある。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存する。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- ・緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- ・非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- ・一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(地域との連携など)

第23条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。イベント（敬老会、誕生日会等）等の際には、積極的に近隣住民、利用者の家族、ボランティア団体等を招待し、地域とのかかわりを深く図る。

- 2 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員等で構成された協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、2ヶ月に1度サービスの活動状況、評価、要望、助言等を受け、質の向上やその他要望に答えるよう心掛ける。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ・経験に応じた研修 隨時

※正規社員：月1回、非正規社員：2か月に1回は研修実施できる環境を整える。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- 6 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する記録を整備し、そのサービスが完結した日から5年間は保存するものとする。
- 7 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社サークルツーと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年10月21日から施行する。